

## 2. 全体のまとめ

災害時の備蓄品の確保については、「拠点型備蓄」・「分散型備蓄」・「市民備蓄」・「流通備蓄」等があり、その体制や方法については各自治体により様々です。

災害時の食糧の確保については、乳幼児家庭においても『自分のいのちは自分で守る』ため、「市民備蓄」が重要であると、主任児童委員部会では取りまとめました。そのため、「こんにちは赤ちゃん訪問」事業での『乳幼児がいる家庭の防災お役立ち帳』の配付による市民備蓄の啓発活動を今後も行っていきたいと考えています。

しかし、災害の発生時には、必ずしも非常持ち出し品を持参して避難できるとは限りません。また、山や川の近くでの避難所の開設や備蓄品輸送の道路状況についても、予想外の困難な状況も考えられます。

平成25年9月22日に名張市が実施した名張市総合防災訓練では、各地域から市への情報伝達がうまく機能せず、相当な時間を要したと聞いています。

また、神戸市の視察研修では、震災時の「流通備蓄」が想定通りに機能しなかった実情を踏まえ、『手に届くところに備蓄する』という「分散型備蓄」の意義について部会で確認しました。

こうした検討により、主任児童委員部会では、乳幼児家庭の食糧確保を確実なものとするため、各避難所への粉ミルク・母乳の補完的食糧・水等を、各避難所へ分散して備蓄することが必要だと結論に至りました。

## 『手に届く』災害支援体制の確立

リスクの把握と災害対応能力の強化

- ・ 行政と地域の連携
- ・ 成果を積極的に活用した防災体制の強化

## 『拠点型備蓄』



『拠点型備蓄』 ⊕ 『分散型備蓄』へ

1. 指定避難所での乳幼児家庭の災害備蓄品の保管の必要性  
粉ミルク・保存水・おむつ等
2. 行政・地域の連携による市民備蓄への啓発活動の強化  
啓発シール・防災お役立ち帳の活用

【 注記 】

※1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項、第21条の9

※2 厚生労働省『乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン』

（雇用発第0316001号 平成21年3月16日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

※3 『The Sphere Project 2011』

1998年 初版試行版発行

日本語版： 2001年 初版発行

2004年 第2版発行

2012年 第3版（本改訂版）発行

\* 編集・発行： 特定非営利活動法人 難民支援協会

◎ 日本語版は、特定非営利活動法人難民支援協会のホームページからダウ

ンロードできます。（[www.refugee.or.jp/sphere](http://www.refugee.or.jp/sphere)）

※4 名張市内の浸水想定区域及び土砂災害危険箇所などの最新予測や避難場所・  
防災関連施設等を市内15地域ごとに示した地図（A1サイズ）。

平成24年3月作成。名張市ホームページからダウンロード可

（「名張市洪水土砂災害ハザードマップ」で検索）